

議員提出議案第4号

亀山市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年2月27日提出

提出者

亀山市議会議員 宮崎勝郎

賛成者

亀山市議会議員 中村嘉孝

同 尾崎邦洋

〃 前田耕一

〃 小坂直親

〃 竹井道男

〃 大井捷夫

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

別紙

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

## 亀山市条例第 号

### 亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次第6章中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2（委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

「第6章 政務調査費」を「第6章 政務活動費」に改める。

第15条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「亀山市議会政務調査費の交付に関する条例」を「亀山市議会政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第17条を次のように改める。

（議員の定数）

- 第17条 亀山市議会議員定数条例（平成24年亀山市条例第32号）に定める議員の定数の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

## 附 則

この条例中目次の改正規定、第 6 章の章名の改正規定及び第 1 5 条の改正規定は平成 2 5 年 3 月 1 日から、第 8 条第 3 項及び第 1 7 条の改正規定は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。